

盛岡広域振興局長告示第133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100730	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	ジャパンケア盛岡厨川	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成23年10月1日
0310100748	ハッピー盛岡南・ヘルパーステーション	ジャパンケア盛岡仙北	盛岡市南仙北一丁目18番6号	〃

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100730	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	ジャパンケア盛岡厨川	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成23年10月1日
0310100748	ハッピー盛岡南・ヘルパーステーション	ジャパンケア盛岡仙北	盛岡市南仙北一丁目18番6号	〃

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100730	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	ジャパンケア盛岡厨川	盛岡市厨川五丁目5番1号	平成23年10月1日